

## 下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のないまちづくりを推進するために、団体が行う防犯カメラの設置に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 下関市内の自治会、PTA、商店街振興組合等の商業団体等であって、その事務所の所在地及び活動の区域が下関市内である団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の発生の未然防止等を目的として、特定の場所に設置され、継続的に映像を撮影する撮影機（以下「撮影機」という。）、録画装置その他関連機器で構成されるものをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次条に定める事業を行う団体であって、定款、規約又は規程を作成し、及び代表者を定めているものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、下関市域内に防犯カメラを新たに設置する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラを設置することについて、団体において合意形成がなされていること並びに設置予定場所が存する地域の自治会及び防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得ていること。
- (2) 防犯カメラの設置による犯罪の抑止効果を最大限に引き出すため、防犯カメラの設置を示す表示板等を取り付けること。
- (3) 市長が別に定める「団体が設置する防犯カメラの運用に関するガイドライン（下関市防犯カメラ設置事業費補助金申請用）」等に準拠した防犯カメラ管理運用規程を作成し、防犯カメラ（記録されたデータを含む。）の適正

な管理及び運用を行うこと。

(4) 防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行おうとする年度に着手し、当該年度内に完了することができ、かつ、当該年度の3月31日までに第15条の規定による実績報告ができること。

(5) 防犯カメラの設置に対し、同一年度において他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付の決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に要する費用のうち、次に掲げる経費（保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理に係る費用を除く。）とする。

(1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費用

(2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の設置費用

(3) その他防犯カメラの設置に必要な費用として市長が認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、1団体につき30万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議等)

第7条 次条に定める申請を行おうとする補助対象団体は、各年度における5月1日から6月30日までの間（市の閉庁日を除く。以下「事前協議申請期間」という。）において、あらかじめ市長が別に定める様式に必要書類を添えて、市長に事前協議の申請を行わなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、事前協議申請期間を延長することができる。

2 市長は、前項の事前協議の申請があったときは、その内容を審査の上、補助対象事業及び補助対象経費に適合した事業を実施する団体（以下「補助適合団体」という。）を選定するものとする。

3 市長は、補助適合団体が交付を受けようとする補助金の額の合計額が予算額の範囲内である場合は、当該補助適合団体をもって次条に規定する補助金の交付の申請を行うことができる団体（以下「申請可能団体」という。）とし

て決定するものとし、補助適合団体が交付を受けようとする補助金の額の合計額が予算額を超える場合は、補助適合団体の中から抽選により申請可能団体を決定するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による決定の結果を書面により事前協議の申請を行った補助対象団体に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする申請可能団体は、下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約又は規程並びに役員及び防犯カメラの管理責任者等の名簿
- (2) この事業に係る見積書及び購入する防犯カメラのカタログの写し
- (3) 防犯カメラ設置場所の平面図及び撮影機設置場所の現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影範囲を記した図面
- (5) 防犯カメラ設置事業費収支予算書
- (6) 防犯カメラ管理運用規程
- (7) 防犯カメラの設置に係る土地・建物使用承諾書、占用許可書等の写し
- (8) 合意形成及び同意証明書（様式第2号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、その必要がないと認めたときは、前項各号に定める書類の申請書への添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付決定・変更通知書（様式第 3 号）により、補助金の交付の申請を行った団体（以下「交付申請団体」という。）に通知する。

2 市長は、第 9 条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を交付申請団体に通知するものとする。

（補助事業の推進）

第 12 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた交付申請団体（以下「事業実施団体」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を適切に実施しなければならない。

（申請の取下げ）

第 13 条 事業実施団体は、第 11 条第 1 項の規定による通知を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市防犯カメラ設置事業中止・廃止届（様式第 4 号）により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更に係る承認の申請等）

第 14 条 事業実施団体は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市防犯カメラ設置事業費補助金変更申請書（様式第 5 号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 事業実施団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第 11 条の規定を準用する。

(実績報告)

第 15 条 事業実施団体は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、下関市防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書等の写し
- (2) 防犯カメラの設置前及び設置後の写真
- (3) 防犯カメラ設置事業費収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) 設置された防犯カメラにより撮影された画像（静止画像とする。）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 16 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金の交付額を確定し、下関市防犯カメラ設置事業費補助金額確定通知書（様式第 7 号）により当該事業実施団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 17 条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施団体に対して指示することができる。

2 第 15 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第 18 条 第 16 条の規定による通知を受けた事業実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市防犯カメラ設置事業費補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 19 条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これ

を審査し、適当であると認めるときは、事業実施団体に当該請求のあった金額を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第 20 条 補助金の交付を受けた事業実施団体(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による免税事業者を除く。)は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。)が確定した場合(消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、下関市防犯カメラ設置事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第 9 号)により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第 21 条 事業実施団体は、補助事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 22 条 市長は、事業実施団体が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適當な方法で補助事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、事業実施団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前 2 項の規定は、第 16 条の規定による補助金の額の確定があった後において

でも適用する。

(財産の処分制限)

第 23 条 事業実施団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業実施団体が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第 24 条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の施行上必要な指示をし、又は第 21 条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第 25 条 事業実施団体は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第 26 条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 9 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。